

若手起業家育成事業～オオイトミライビルド～に係る企画・運營業務委託に関する
公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

大分市では、学生等若者（概ね29歳以下の方）（以下、「若者」という）をメインターゲットに、「若手起業家育成施設～オオイトミライベース～（以下、「オオイトミライベース」という。）」を運営し、セミナー・ビジネスプランコンテストを開催することで、若者のアントレプレナーシップの醸成や起業の促進を図るとともに、若者が進学や就職、セカンドキャリア等の人生の岐路に立った際に、起業という選択肢を選択することのできる環境を提供する。これにより、若者の地域定着と雇用創出を目指している。

2. 委託業務の概要

(1) 委託業務名

若手起業家育成事業～オオイトミライビルド～に係る企画・運營業務委託（以下「本委託業務」という。）

(2) 本委託業務の内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(4) 委託契約上限額

52,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3. 受託候補者選定の方法

プロポーザル方式にて企画力を総合的に審査した上で、本委託業務の目的を達成し得る最も適した者を選定するものとする。

4. 担当部局

大分市商工労働観光部 創業経営支援課 創業支援担当班（担当者：上田、秋國）

| | |
|--------|--------------------------|
| 住所 | 〒870-8504 大分市荷揚町2番31号 |
| 電話 | 097-585-6029（直通） |
| FAX | 097-533-6117 |
| E-mail | keikin@city.oita.oita.jp |

5. 参加資格

本委託業務のプロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定する者に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく大分市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (2) 大分市物品等供給契約競争入札参加資格審査要綱（昭和56年大分市告示第258号）により、参加表明書提出日時点で、入札参加資格の認定を受けている者であること。
- (3) 公告日から入札予定日までの間のいずれの日においても、大分市物品等供給契約に係る指名停止等の措置の関する要領（平成21年大分市告示第553号）（以下これらを「指名停止要領」という。）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (4) 公告日から入札予定日までの間のいずれの日においても大分市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成24年大分市告示第377号）（以下「排除措置要綱」という。）に基づく排除措置期間中でないこと。
- (5) 入札予定日以前3月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）でないこと。
- (7) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。

6. プロポーザルのスケジュール

本プロポーザルのスケジュールは、以下のとおりとする。

| | 項 目 | 期 間 等 |
|---|-------------------|----------------------|
| 1 | 公募開始 | 令和6年4月12日（金） |
| 2 | 仕様書等交付期間・質問書の提出期限 | 令和6年4月24日（水）正午まで |
| 3 | 参加表明書の提出期限 | 令和6年5月15日（水）17時15分まで |
| 4 | 企画提案書の提出期限 | 令和6年5月31日（金）まで |
| 5 | プレゼンテーション・ヒアリング実施 | 令和6年6月10日（月） |
| 6 | 選定結果の通知・公表 | 令和6年6月中旬以降（予定） |
| 7 | 契約内容の調整 | 令和6年6月下旬～7月上旬（予定） |

7. 仕様書等の交付

- (1) 交付期間

公告日から令和6年4月24日（水） 正午まで

(2) 交付場所

「4. 担当部局」と同じ

(3) 交付方法

交付場所で直接受け取り（ただし土日祝日を除く、8時30分～17時15分）、または「大分市ホームページ」よりダウンロード（URL：<http://www.city.oita.oita.jp/>）

8. 本実施要領及び仕様書の内容等についての質問及び回答

本委託業務に関し、質問がある場合は、別紙「質問書」（様式第1号）を提出すること。

(1) 提出書類

「質問書」（様式第1号）

(2) 提出期限

令和6年4月24日（水）正午まで

(3) 提出方法

電子メールにて提出すること。郵送、口頭での質問の受付は行わない。

- ・送信時、件名に「質問書__若手起業家育成事業～オオイタミライビルド～に係る企画・運営業務委託」を付けること。
- ・送信後、創業経営支援課まで送信した旨の電話をすること（ただし土日祝日を除く、8時30分～17時15分）。
- ・質問は、実施要領及び仕様書の内容のほか、参加表明書、企画提案書等の記載方法等に関するものに限る。

(4) 回答方法

令和6年5月9日（木）までに、質問者へ電子メールにて回答するとともに、質問者名等を伏せて市のホームページで公表する。

【掲載場所】 ホーム>仕事・産業>入札・契約・プロポーザル>プロポーザル>公募型

9. 参加表明

(1) 提出書類

- ①「参加表明書」（様式第2号）
- ②「会社概要」（任意様式）※会社のパンフレット等があれば併せて提出
- ③「業務実績」（任意様式）
- ④「誓約書」（様式第3号）
- ⑤「暴力団排除に関する誓約書」（様式第4号）
- ⑥「納税証明書」
- ⑦「市税完納証明書」

(2) 提出期限

令和6年5月15日（水）17時15分まで

持参の場合は、土日祝日を除く8時30分～17時15分

(3) 提出方法

持参（ただし土日祝日を除く、8時30分～17時15分）、郵送（簡易書留郵便により、令和6年5月15日必着）による。

(4) 提出部数等

「参加表明書」、「会社概要」、「業務実績」、「誓約書」、「暴力団排除に関する誓約書」「納税証明書（発行後1か月を超えないもの）」「市税完納証明書（発行後1か月を超えないもの）」については、各1部提出すること。

(5) 提出先

「4. 担当部局」と同じ

(6) 参加資格確認結果の連絡

参加表明者の参加資格を確認し、結果を令和6年5月20日（月）までに口頭、電話又はメールにて全表明者に連絡する。併せて、参加資格を有する者に対して企画提案書等の提出を依頼する。

10. 参加の辞退

参加表明をした後、参加を辞退するときは、「参加辞退届」（様式第5号）を提出すること。

11. 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

- ①「企画提案書（鑑）」（様式第6号）
- ②「企画提案書添付書類」（任意様式）
- ③「会社概要」（任意様式）※「9. 参加表明」の提出書類と同じもの
- ④「業務実績」（任意様式）※「9. 参加表明」の提出書類と同じもの
- ⑤「見積書及び見積明細書」（任意様式）

(2) 「企画提案書（鑑）」（様式第6号）及び「企画提案書添付書類」

別紙仕様書を参考に、次に掲げる事項に沿って、若手起業家育成施設の管理・運営業務について、実効性のある提案を行うこと。（※詳細は、次のとおり）

ア. 事業全般の運営に関する事項

- a. 全体のコンセプト、考え方
- b. 本委託の目指すべき方向性、目標（KPI等）
- c. 全体のスケジュール
- d. 業務実施体制等（責任者（プロフィール、活動実績等を記載）、担当者、要員など）
- e. 起業家育成に関する取組み実績（ない場合は省略可）

イ. 若手起業家育成施設～ミライベース～に関する事項

- a. 運営方法・人員配置
- b. コミュニティ形成のコンセプト、考え方
- c. 施設整備に関するコンセプト、考え方

- d. 施設整備スケジュール
- e. 物件に関する提案
- f. デザインに関する提案（必要設備等の配置案を含む）
- g. バリアフリー、ユニバーサルデザイン、合理的配慮への対応方法
- h. 若者を呼び込むための創意工夫
- i. 起業に関する相談体制、アドバイザー案、選任にあたっての考え方
- j. 本施設利用者のデータベースの構築、会員情報の管理方法

ウ. セミナー・ビジネスプランコンテストに関する事項

- a. セミナー・ビジネスプランコンテストに関するコンセプト、考え方
- b. セミナー・ビジネスプランコンテストの実施に関するスケジュール
- c. セミナー・ビジネスプランコンテストの実施内容
- d. 講師及び審査員案、選任にあたっての考え方
- e. ビジコンの受賞者特典

エ. 広報・情報発信に関する事項

- a. 紙媒体に関するイメージ、配布方法等
- b. インターネットを活用した情報発信のイメージ、方法等
- c. 各種イベント・セミナー等開始～終了後の情報発信方法、考え方

(3) 提出期限

令和6年5月31日（金）まで

持参の場合は、土日祝日を除く8時30分～17時15分

(4) 提出方法

電子メール、持参（ただし土日祝日を除く、8時30分～17時15分）又は郵送（簡易書留郵便により、令和6年5月31日当日消印有効）による。

ただし、電子メールで提出する場合においても、必ず郵送（令和6年5月31日当日消印有効）により「11. 企画提案書等の提出（5）提出部数及び規格等」に示す部数の書類を提出すること。

また、電子メールにより提出する場合は、送信後、創業経営支援課まで送信した旨の電話をすること（ただし土日祝日を除く、8時30分～17時15分）。

(5) 提出部数及び規格等

①提出の鑑として、「企画提案書（鑑）」（様式第6号）を1部提出すること。

②持参又は郵送の場合、「企画提案書添付書類」の提出部数は15部とし、A4判とする。

資料の性質上、A3判を利用した方が分かり易い場合は、A3判の利用は可。

文字サイズは基本11ポイント以上とする。

③持参又は郵送の場合、「会社概要」、「業務実績」の提出部数は15部とし、用紙の大きさはA4判とする。

④「見積書及び見積明細書」については、1部提出すること。

(6) 提出先

「4. 担当部局」と同じ

(7) 留意事項

①企画提案書添付書類は、30頁以内とする。

②企画提案書等の作成・提出、ヒアリングに要する各種費用は、企画提案者の負担とする。

12. 受託候補者の選定

(1) 選定方針

受託候補者の選定にあたっては、次の審査基準に基づき、厳正かつ公平に選定を行う。

また、審査過程については、非公開とする。なお、審査結果及び審査内容についての質問・異議申し立ては一切受け付けないものとする。

(2) 審査・選定方法

①審査員が「企画提案書」、「業務実績」、「見積書及び見積明細書」及びプレゼンテーション・ヒアリングの内容を(3)に示す審査基準により審査・採点し、受託候補者を選定する。

②次の(3)審査基準に示す「A. 組織・企画審査(業務点)」、「B. 価格審査(価格点)」の各点数を合計した総合点において最高得点を得た者を受託候補者として選定し、第2位得点者を次点候補者として決定する。最高得点を得た受託候補者と契約締結交渉を行うものとし、受託候補者の辞退等により受託候補者との協議が整わなかった場合には、次点候補者と交渉する。

③総合点の合計が同点の場合は、審査員の多数決により選定する。

④企画提案者が1者であっても本プロポーザルは実施し、審査の結果、業務を適切に実施できると判断された場合には、当該企画提案者を受託候補者として選定する。

(3) 審査基準

審査内容と配点は以下のとおり。

A. 業務点 (180点)

| | | 審査項目 | 配点 | |
|-------------|-----------------------|----------------------|----|-----|
| 1. 事業の実施方針等 | | (1)仕様書の理解度及び実施内容の妥当性 | 20 | 40 |
| | | (2)スケジュール | 20 | |
| 2. 実施体制 | | (1)事業実施体制 | 20 | 20 |
| 3. 企画内容 | 若手起業家育成施設～オオイタミライベース～ | (1)設置場所 | 20 | 120 |
| | | (2)デザイン・設備 | 20 | |
| | | (3)実効性 | 20 | |
| | セミナー・ビジコン | (4)実施内容 | 20 | |
| | | (5)実効性 | 20 | |
| | | (6)連動性 | 20 | |

B. 価格点 (10点)

1 3. プレゼンテーション・ヒアリング審査について

(1) 実施月日

令和6年6月10日(月)

(2) 実施場所 大分市役所 議会棟3階 第5委員会室

(3) 実施方法 1者あたり持ち時間を35分(内発表20分、質疑応答15分)

※時間・場所等の詳細については別途連絡

1 4. 選定結果の通知・公表

市は、選定作業終了ののち、令和6年6月中旬以降に企画提案者全員に電話にて選定結果を連絡し、後日、書面にて通知を行う。また、大分市ホームページにおいて、受託候補者名を公表する。

1 5. 契約内容の協議・調整

(1) 契約内容の協議・調整

受託候補者と市との協議により業務内容等について協議・調整を行い、仕様を確定させる。なお、協議が整わなかった場合は、次点候補者と協議を行うものとする。

(2) 契約内容の協議・調整の時期

令和6年6月下旬～7月上旬(予定)

1 6. 契約の締結

(1) 見積書の提出

本委託業務に係る仕様の確定後、改めて見積書を徴収し、内容を精査の上、随意契約により委託契約を締結するものとする。

(2) 契約締結の時期

令和6年7月上旬～7月中旬(予定)

1 7. 無効、失格等

(1) 「企画提案書」が次のいずれかに該当する場合、その提案は無効とする。

- ①本実施要領に示された提出先、提出期限、提出方法、作成様式などの条件に適合しない場合
- ②記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- ③虚偽の内容が記載されている場合

(2) 次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ①審査の公平性を害する行為があった場合
- ②その他社会通念に照らし、失格にあたる事由があると認める場合

18. その他

- (1) 「企画提案書」は、1者につき1案とする。また、複数社（2社程度）が合同で提案することは妨げないが、うち1社を代表者として提案すること。
- (2) 「企画提案書」の作成や提出、プレゼンテーション等に係る費用は企画提案者の負担とする。
- (3) 提出期限以降における「企画提案書」等提出書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (4) 「企画提案書」等の提出書類の著作権は、企画提案者に帰属するものとする。ただし、大分市情報公開条例に基づく開示請求があった場合には、大分市は第三者に開示することができるものとする。なお、提出された書類は一切返却しない。
- (5) 「企画提案書」の作成のために大分市から提供された資料は、公表・使用できないものとする。ただし、仕様書、実施要領等、本プロポーザル実施に際し大分市から公表したものを除く。
- (6) プレゼンテーション・ヒアリング審査当日の発表順については、「企画提案書」の到着順とする。